

令和8年度ワンデイ・コンサルティング事業（製品開発等分野）
申込企業 公募要領

一般財団法人さっぽろ産業振興財団
食・ものづくり産業振興部
ものづくり産業振興課

1 目的

本事業は、新製品開発や新事業展開等を目指す意欲のあるさっぽろ連携中枢都市圏※内の中小ものづくり企業に対して、マーケティング、セールス、ブランディング、デザイン、知的財産等の各分野の専門家を派遣し、製品開発におけるプロセスの入口から出口まで一貫した支援を行うことで、圏域内製造業の競争力及び成長性を高め、圏域経済の活性化に寄与することを目的とする。

※さっぽろ連携中枢都市圏とは

札幌市、小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町、長沼町の12市町村で構成

2 事業概要

本事業では、さっぽろ連携中枢都市圏内の中小ものづくり企業を対象に、製品開発を進めるうえで、抱えている課題を解決するために、マーケティング、セールス、ブランディング、デザイン、知的財産等の各分野の専門家からの助言や提案を受けることを希望する中小ものづくり企業を公募して、ハンズオン型支援を実施するものである。

3 公募

専門家のハンズオン支援を希望する中小ものづくり企業は、公募期間内に以下の書類を提出する。また、理事長は必要と認める書類の提出を求めることがある。

- (1) 専門家派遣利用申請申込書（様式6）
- (2) 商業登記簿謄本
- (3) 直近期から過去3期分の決算書

4 採択企業の決定

上記書類申請を受付けたときは、財団は申請企業に対して現地調査や電話等によるヒアリングを実施し、概況及び課題、支援を受けようとする内容等を聴取し、専門家によるハンズオン支援の可否を決定する。

5 公募対象企業

本事業の対象となる事業者は、以下の各号に掲げるものとする。

- (1) 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条に規定する中小企業者
- (2) さっぽろ連携中枢都市圏内に本社を有していること
- (3) 法人にあっては法人市民税を納付している者
- (4) さっぽろ連携中枢都市圏内で創業を予定する者（具体的な創業計画を財団に提出可能な者）
- (5) 会社更生法等に基づく更生手続きを行っていないこと
- (6) 反社会的勢力との関係を有していないこと
- (7) その他、理事長が中小企業として認めた者

6 事業実施期間

採択決定日 ～ 令和9年3月31日（水）

7 公募期間

4月15日（水） ～ 令和9年2月26日（金）12:00 必着

※随時受付し採択件数が予定に達し次第終了

8 採択予定件数

5件程度（そのうち、札幌市外に本社を有する企業は1社まで）

9 ハンズオン支援までの流れ

公募開始：令和8年4月15日（水）



申請受付：令和9年2月26日（金）12:00 必着

【申請書類】

- (1) 専門家派遣利用申請申込書（様式6）
- (2) 商業登記簿謄本
- (3) 直近期から過去3期分の決算書



支援企業の採択決定：ヒアリング実施後に決定・通知

専門家派遣通知書は郵送にて通知

採択予定件数は5件程度



専門家派遣によるハンズオン支援の実施：～令和9年3月31日（水）

支援回数：3回程度（但し、上限は6回程度とする）

【注意事項】

- ・ 本事業で行う支援内容は、あくまで申請企業が取り組む課題や方向性などに対する助言や提案です。
- ・ 課題解決は申請企業が自ら考えて実行に移していくことを促しています。尚、実行にかかわる経費は申請企業の負担となります。
- ・ 専門家に委託する場合には、別途個別契約していただくことになります。



専門家派遣完了報告書：予定支援回数完了後に提出

専門家派遣完了報告書（様式 11）

1 0 専門家等の役割

- （1） 専門家は職務上知り得た秘密を、これを自己の利益のために漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- （2） 専門家は、自己の判断と責任のもとで助言や提案を実施する。万が一、故意又は重大な過失により財団に損害を与えたときは、財団はその全部又は一部の賠償を求めることができる。
- （3） 本事業の遂行においては、専門家は財団と緊密に連携して行うこととし、疑義が生じた場合には都度協議して行うものとする。

1 1 注意事項

- （1） 申請書類及び添付書類は返却しませんのでご了承ください。
- （2） 提出された申請書類や事業報告書等は札幌市情報公開条例に基づく「公文書」となり、原則として情報公開請求の対象となります。
- （3） 提出された申請書類を財団で総合的に審査し、支援の適否を判断しますので、不採択となる場合もあります。
- （4） この事業は企業の相談内容に応じて、専門家が助言を行うものです。事業実施にかかるデザイン制作、テストマーケティング、試作、販売促進費等の経費は別途企業の負担となります。
- （5） 専門家の助言の方法、内容については、財団及び札幌市は一切関与しませんので、事前に専門家と十分相談のうえ、実施してください。また、本事業の適切な

遂行を確保するため、専門家の派遣日に財団職員が同行できるものとし、当該支援を受ける中小ものづくり企業者及び専門家はこれを拒むことはできません。

- (6) 事業の成果については、派遣を受けた中小企業者等に帰属します。
- (7) 専門家は、当該事業で知り得た秘密を、派遣を受けた中小企業者等の許可なく漏らしてはならないとこととしていますが、事業実施にあたっては、専門家との間で秘密保持契約の締結等の必要な措置を講じてください。
- (8) 採択案件の内容は、原則として一般に公表します。また、支援対象企業に対しては、今後、本事業の成果による売上を報告していただく（事業終了後5年間）ほか、財団及び札幌市が行う成果普及等の事業に対して協力していただく場合があります。

1 2 お申し込み・お問い合わせ先

一般財団法人さっぽろ産業振興財団

食・ものづくり産業振興部 ものづくり産業振興課

ワンデイ・コンサルティング事業 事務局

〒003-0005

札幌市白石区東札幌5条1丁目1番1号 札幌市産業振興センター

TEL : 011-817-7890

Eメール : mono_kikaku@sec.or.jp

<https://sec.or.jp/hanro-kakudai/topics/fields/monozukuri/6810/>